

第3次 地球温暖化対策に係る実行計画

(2組合共通)

計画期間：令和2～6年度

令和2年4月

新発田地域広域事務組合

下越福祉行政組合

目次

第1章 基本的事項	P 1
1 計画の背景	
2 計画の目的	
3 計画の期間及び基準年度	
4 計画の範囲	
5 温室効果ガスの対象	
第2章 温室効果ガス総排出量の現状	P 3
1 総排出量の現状把握	
第3章 計画の目標	P 5
1 目標設定の考え方	
2 削減目標の設定	
第4章 具体的な取組	P 7
1 物品等の購入・使用・廃棄に関する取組	
2 建物の設計・施工・解体等に関する取組	
第5章 計画の推進及び点検・評価	P 10
1 計画の推進体制	
2 計画の点検・評価	

第1章 基本的事項

1 計画の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされている。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、豪雨等による被害も観測されている。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構成された。

日本では1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民の全てが一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められた。同法により、全ての市町村が、実行計画を策定し、温室効果ガス削減のために措置等に取り組むよう義務付けられている。

また、2016年5月13日には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本の中期目標として温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%減とすることが掲げられた。

法律の施行を受け、新発田地域広域事務組合、新発田地域老人福祉保健事務及び下越障害福祉事務組合では、平成15年に「地球温暖化対策に係る実行計画」を、平成20年に「第2次地球温暖化対策に係る実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制行動に取り組んできた。

令和2年度以降については、「第3次地球温暖化対策に係る実行計画」として更新し、引き続き温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むこととする。

2 計画の目的

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき、「新発田地域広域事務組合及び下越福祉行政組合」（以下「組合」という。）の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を抑制するとともに、新発田地域広域事務組合は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）により特定事業者（年度間のエネルギー使用量原油換算値1,500kℓ以上）に指定されており、エネルギー使用の合理化を求められている。

エネルギー使用の合理化は地球温暖化対策に繋がることから、組合が行っている事務及び事業に関し省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定する。

3 計画の期間及び基準年度

計画の期間 : 令和2年度から令和6年度までの5か年
 基準年度 : 平成25年度 (地球温暖化対策計画より)

4 計画の範囲

計画の対象範囲は、以下に示す施設の全ての事務及び事業とする。
 また、指定管理者制度により管理委託した施設も対象とする。

【表1-1】 計画の対象範囲

新発田地域広域事務組合	下越福祉行政組合
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局 ● 広域消防 <ul style="list-style-type: none"> ・ 署、分署、出張所 等 ● 火葬場 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域葬斎センター ● 廃棄物処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田広域クリーンセンター ・ 中条地区塵芥焼却場 ・ 新発田広域不燃物処理場 ・ 新発田広域エコパーク ・ 新発田衛生センター(平成26年3月廃止) ・ 中部衛生センター(平成26年3月廃止) ● 虹の里交流館 	<ul style="list-style-type: none"> ● 養護老人ホーム <ul style="list-style-type: none"> ・ あやめ寮 ・ ひめさゆり ● 福祉型障害児入所施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中井さくら園 ● 障害者支援施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中井さくら園 ● 救護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひまわり荘 ● 新発田地区救急診療所・休日救急歯科診療所

5 温室効果ガスの対象

温室効果ガスは7種類であるが【表1-2】に示す温室効果ガスを対象とする。
 なお、ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、組合の事務及び事業から排出されていないことや排出量が少なく、定量的な把握が困難なため対象外とする。

【表1-2】 温室効果ガスの種類と発生源

温室効果ガスの種類	組合の事務及び事業に係る発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼、電気の使用、一般廃棄物の焼却	1
メタン (CH ₄)	公用車の走行、一般廃棄物の焼却	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行、一般廃棄物の焼却	298

第2章 温室効果ガス総排出量の現状

1 総排出量の現状把握

温室効果ガス総排出量について、基準年度である平成25年度実績と平成30年度から過去3か年の実績を【表2-1】に示す。

平成25年度総排出量の実績は32,500.0t-CO₂で、平成30年度総排出量は29,376.2t-CO₂であり、9.6%減少にある。要因としては、し尿処理施設を廃止したことによる排出量の減少や各施設の省エネルギーへの取組によりエネルギー量が減少した。

平成30年度実績について、活動項目別では一般廃棄物の焼却による排出量が22,374.4t-CO₂（76%）と最も多く、次いで電気の使用による排出量が4,772.3t-CO₂（16%）となっている。

【表2-1】温室効果ガス総排出量

【単位：t-CO₂】

		H25（基準）	H28	H29	H30	
電気使用による排出量		7,065.6	4,652.2	4,786.3	4,772.3	
燃料使用による排出量	ガソリン	87.8	87.7	89.5	91.2	
	灯油	828.0	757.4	785.0	791.1	
	軽油	93.8	102.7	107.1	113.8	
	A重油	929.3	840.1	872.6	818.4	
	LPG	93.2	97.4	56.9	53.9	
	都市ガス	1,138.3	437.2	433.6	357.8	
一般廃棄物の焼却による排出量	廃プラ（合成繊維）	2,983.6	2,941.0	2,928.0	2,998.9	
	廃プラ（合成繊維以外）	18,448.4	18,182.9	18,104.4	18,542.4	
	准連続燃焼式焼却施設	828.8	816.9	813.4	833.1	
自動車の走行による排出量	ガソリン	乗用車	0.6	0.4	0.4	0.5
		軽乗用車	0.2	0.2	0.2	0.2
		軽貨物車	0.1	0.0	0.0	0.0
		特殊用途車	1.5	1.5	1.5	1.4
	軽油	普通貨物車	0.1	0.1	0.1	0.1
		特殊用途車	0.9	1.0	1.1	1.1
温室効果ガス総排出量		32,500.0	28,918.7	28,979.9	29,376.2	

エネルギーの使用量について、基準年度である平成 25 年度実績と平成 30 年度から過去 3 年間の実績を【表 2-2】に示す。

温室効果ガス排出量が多い一般廃棄物関係ではごみの増加傾向に伴い、処理量が増加しているため、廃プラ関係や電気使用量、その他燃料の増加の要因となっている。ごみの削減についてはごみ処理基本計画に基づき関係市と連携しながら削減対策を推進していく。

一方で、救急車両の燃料や福祉施設の電気使用量等などは職員の努力だけでは削減が難しい施設も含まれていることから、業務や健康上に支障のない範囲で不要な照明の部分消灯を図るなど、使用量の削減に努める。

【表 2-2】 組合の活動量（実績）

活動量		単位	H25 (基準)	H28	H29	H30	
電気使用量		kwh	11,776,046.0	8,367,237.0	8,782,277.0	9,159,811.0	
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	37,829.7	37,770.4	38,559.4	39,354.5	
	灯油	ℓ	332,531.9	304,162.4	315,271.7	317,731.0	
	軽油	ℓ	36,346.8	39,814.2	41,482.9	44,119.3	
	A 重油	ℓ	342,900.0	310,000.0	322,000.0	302,000.0	
	LPG	kg	31,081.2	32,482.9	18,950.2	17,959.6	
	都市ガス	m ³	510,432.0	196,055.0	194,442.0	160,462.0	
一 般 廃 棄 物 の 焼 却 量	廃プラ (合成繊維)	t	1,304.0	1,285.4	1,279.7	1,310.7	
	廃プラ (合成繊維以外)	t	6,672.1	6,576.1	6,547.7	6,706.1	
	准連続燃焼式 焼却施設	t	46,077.1	45,416.9	45,219.2	46,315.2	
自 動 車 の 走 行 距 離	ガ ソ リ ン	乗用車	km	64,420.0	45,457.0	49,532.0	54,352.0
		軽乗用車	km	26,819.0	32,360.0	31,991.0	31,939.0
		軽貨物車	km	11,949.3	1,806.8	1,484.0	3,613.2
		特殊用途 車	km	136,720.0	129,474.1	130,341.2	121,055.9
	軽 油	普通貨物 車	Km	21,215.0	16,817.0	16,658.0	18,204.0
		特殊用途 車	km	114,674.0	134,887.6	136,195.5	146,648.4

第3章 計画の目標

1 目標設定の考え方

対象施設の区分

組合が行う事務は多岐であり、各施設の事務及び事業に係る一般活動と一般廃棄物の焼却に係る活動の2グループに分けて目標を設定する。

各施設の事務及び事業に係る目標は、燃料及び電気等のエネルギー使用量を基礎として、各施設毎の削減目標量を勘案して設定する。

一般廃棄物の焼却に係る目標は、「第2次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成29年4月策定)」に基づくごみの排出抑制量を勘案して設定する。

なお、2グループの目標の合計値を組合全体の削減目標として設定する。

【表3-1】

施設の事務及び事業	事務局・広域消防・火葬場・中井さくら園・ひまわり荘・あやめ寮・ひめさゆり・虹の里交流館・休日診療所・新発田広域クリーンセンター・中条地区塵芥焼却場・新発田広域不燃物処理場・新発田広域エコパーク・新発田衛生センター・中部衛生センター
一般廃棄物の焼却	新発田広域クリーンセンター・中条地区塵芥焼却場

2 削減目標の設定

前述の目標設定についての考え方及び各施設から聴取した削減目標の積み上げを次のとおり定める。

(1) 施設の事務及び事業の削減目標

- 温室効果ガス総排出量を平成25年度比で「35.5%」削減する。

$$10,239.3 \text{ t-CO}_2 \rightarrow 6,601.8 \text{ t-CO}_2$$

※ 平成25年度から平成30年度までに組合施設の統廃合等により31.6%削減済、平成30年度からは5.7%削減を目標とする。

(2) 一般廃棄物の焼却に係る排出削減目標

第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、令和2年度から令和6年度の一人当たりのごみ排出量の削減率を参考に削減目標を定める。

- 温室効果ガス総排出量を平成25年度比で「3.1%」削減する。

22,260.7 t-CO₂ → 21,560.6 t-CO₂

※ 平成25年度から平成30年度までに0.5%増加、平成30年度からは3.6%削減を目標とする。

(3) 組合の削減目標

- 温室効果ガス総排出量を平成25年度比で「13.3%」削減する。

32,500.0 t-CO₂ → 28,162.4 t-CO₂

※ 平成25年度から平成30年度までに組合施設の統廃合等により9.6%削減済、平成30年度からは4.1%削減を目標とする。



エネルギー	公用車燃料	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁舎間の定期便を設定する ◆公共交通機関の利用を励行する ◆相乗りを励行する ◆経済運転を徹底する（アイドリング禁止、不用物不積載等） ◆自転車利用を推進する ◆車両整備を徹底する（タイヤ空気圧調整、排ガス点検等） ◆走行ルート of 合理化を推進する ◆使用量を把握、管理する 	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
	その他燃料	<ul style="list-style-type: none"> ◆ガス使用量を抑制する <ul style="list-style-type: none"> ・機器の効率的な使用 ・空調機器管理（使用抑制、窓等の開放禁止、適温励行、補修点検の実施等） ◆油類使用量を抑制する <ul style="list-style-type: none"> ・適温励行による冷暖房用燃料の削減 ・効率的な運転管理による重油使用量の削減 ◆使用量を把握、管理する 	◎ ◎ ◎
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆製品の修繕を励行する ◆製品の再利用を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・用紙、封筒、事務用品（ファイル、フォルダ等）の再利用 ・容器包装の再利用 ・遊休物品の有効利用 	○ ○	

【表 4 - 2】物品等の「廃棄」に関する具体的な排出抑制行動表

取組項目	具体的な行動	効果
ごみ減量化	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄される用紙類の減量化を推進する ◆調理、栄養適正管理指導による生ごみの減量化を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・残飯を減量化する献立作成に努める（福祉施設） ◆第 2 次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づきごみ削減を推進する 	○ ○ ○
資源化	<ul style="list-style-type: none"> ◆用紙類の資源化を徹底する <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の徹底 ・機密ごみの資源化の徹底 ◆容器包装の資源化を推進する ◆分別収集用回収容器等を設置する ◆生ごみの堆肥化を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・各市堆肥センターへの生ごみ搬出の検討等（福祉施設） 	○ ○ ○
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆代替フロン of 適正管理と処分を徹底する <ul style="list-style-type: none"> ・製品に封入された代替フロン of 漏洩防止 ・廃棄する代替フロン製品 of 処理業者への適正な引渡し 	◎

2 建物の設計・施工・解体等に関する取組

温室効果ガスの排出抑制を図るため、また、計画目標を達成するため、建物の設計・施工・解体等を行なう際に留意すべき具体的な行動を定め、可能な限り実行するよう努めることとする。

【表4-3】建物の設計・施工・解体等に関する具体的な排出抑制行動

区分	具体的な行動	効果
設計	◆自然採光型の設計に努める	◎
	◆太陽光発電設備の導入等、自然エネルギーの活用に努める	◎
	◆環境負荷の少ない燃料(都市ガス等)を使用する設備の導入に努める	◎
	◆二重サッシやペアガラスなど、断熱効果の高い建具の導入に努める	◎
	◆インバータ制御機器など省エネ機能が付いた設備の優先的な導入に努める(特に空調機器、照明機器)	◎
	◆エリアに配慮したスイッチ回路の設置に努める	◎
	◆余熱利用設備の導入に努める(特にごみ焼却場)	◎
	◆節水機器、雨水・排水等を再利用(トイレ、散水等)できる設備の導入に努める	○
施工	◆省エネ、省資源に徹した工法の実施に努める	○
	◆再生資材の使用に努める	○
	◆低公害型建設機械の使用に努める	○
解体・廃棄	◆請負業者に建設副産物の減量化、再利用、資源化を要請する	○
	◆請負業者に分別排出の徹底を指示する	○
	◆解体、廃棄時の代替フロン ¹ の適正処分を徹底する	◎

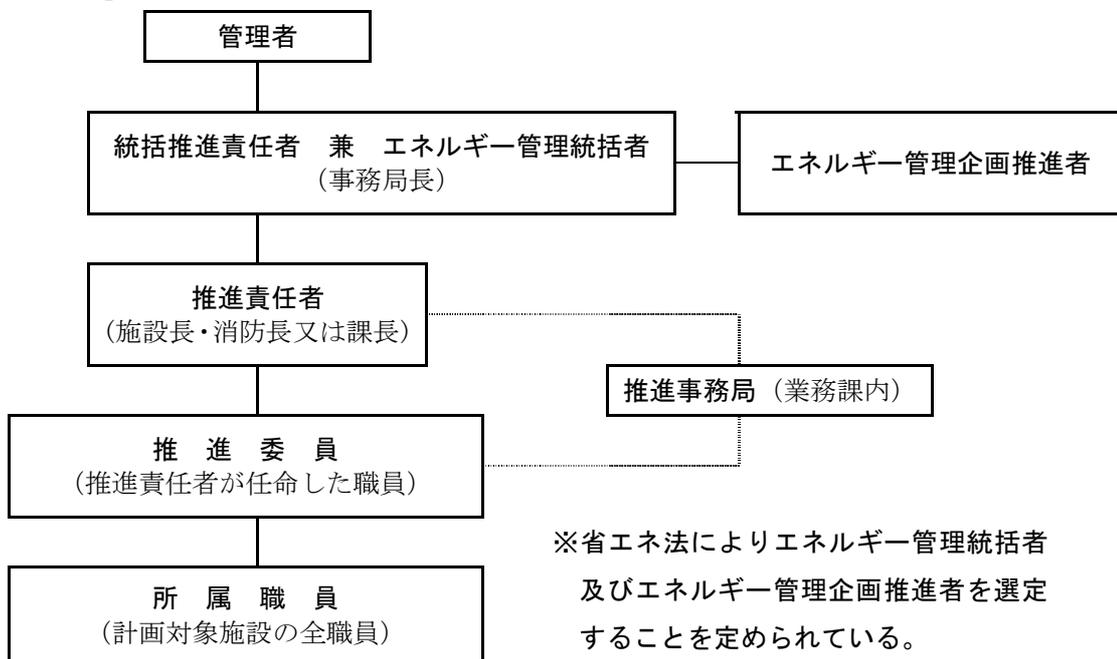
第5章 計画の推進及び点検・評価

1 計画の推進体制

(1) 推進組織

目標の達成に向けて計画に定めた内容を着実に実施していくためには、組合の全職員が一体となって推進できる体制を確立することが重要である。そのために、計画の推進組織を次のとおり定め、また、省エネ法の役割も兼任とする。

【図5-1】計画の推進組織

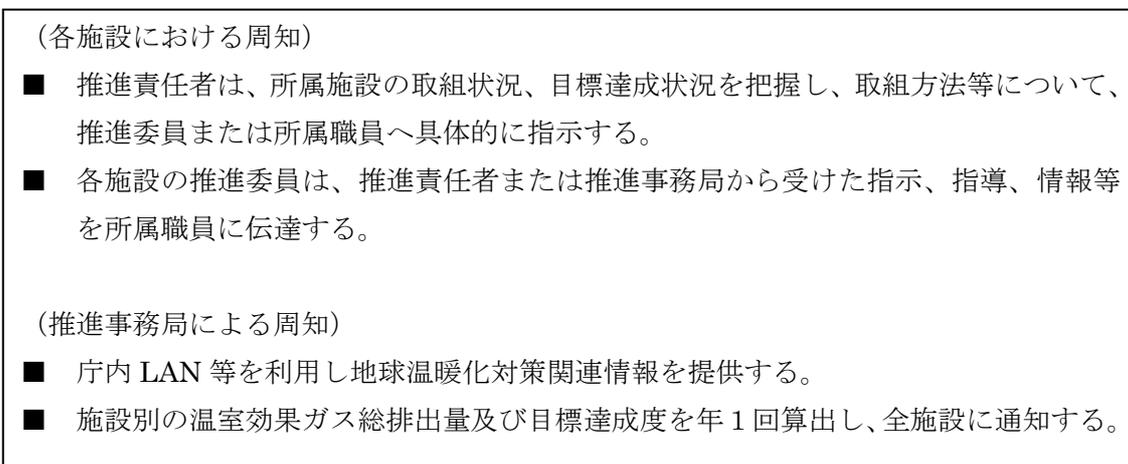


<役割の説明>

<p>① 統括推進責任者兼エネルギー管理統括者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇組合全体の取組実績、目標達成度の把握 ◇計画の策定及び改正の決定 ◇管理者への報告及び進捗状況の公表 ◇中長期計画書の取り纏め・省エネの取組の推進 <p>② 推進責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇所属施設の取組実績、目標達成度の把握及び取組状況の総合評価 ◇取組内容等に係る職員への指示 ◇所属施設の年間重点項目の設定 ◇計画の改正に係る提案の提出 	<p>③ 推進委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇所属施設の取組実績に係る各種点検票の作成、推進事務局への報告・連絡調整 ◇職員への啓発・連絡、推進責任者への報告 ◇計画の改正、取組方法に係る改善等の検討 <p>④ 推進事務局・エネルギー管理企画推進者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇計画の管理 ◇各種点検票の集計、全体評価 ◇公表資料の作成 ◇計画推進に係る庶務、啓発、情報提供等 ◇エネルギー管理統括者の実務補佐 ◇中長期計画書及び定期報告書の作成・報告
---	--

(2) 職員への周知

組合の全職員が地球温暖化対策の必要性や計画の内容について理解し、温室効果ガス排出抑制の率先行動がなお一層推進するよう、職員への周知方法を次のとおり定める。

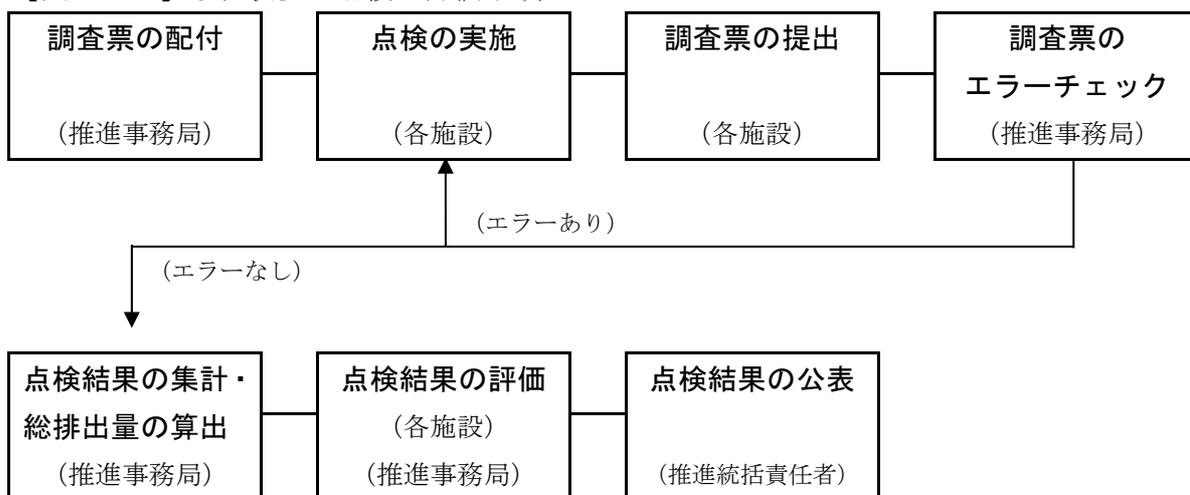


2 計画の点検・評価

(1) 点検・評価方法

組合における取組実績及び目標達成度を把握するため、年 1 回、次の方法により取組状況を点検・評価することとする。

【図 5 - 2】取組状況の点検・評価手順



(2) 点検・評価の項目

点検及び評価の項目については、次の表のとおりとする。

【表5-1】 点検項目及び評価項目

点検項目	<p><各施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ●活動量の点検（燃料・電気使用量、ごみ焼却量、公用車走行距離等） ●取組内容の点検（温室効果ガスの排出抑制に係る具体的行動の実施状況） <p><推進事務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ●総排出量の算出（温室効果ガス排出量を算出しCO₂換算）・点検 ●施設別に総排出量を集計・点検
評価項目	<p><各施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ●各自施設の目標値との比較、達成度の評価 ●各自施設の前年度実績との比較、達成度の評価 ●排出抑制行動に関する評価 ●施設全体の総合評価 <p><推進事務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標値との比較、達成度の評価 ●前年度実績との比較、達成度の評価 ●組合全体の総合評価

(3) 点検・評価結果の活用及び公表

計画を策定し（Plan）、温室効果ガスの排出抑制に係る取組を実施し（Do）、実施した取組内容を点検・評価（Check）した後は、評価結果を今後の取組内容の改善や計画の見直しといった新たな対策の立案に活用する（Action）こととする。

また、組合の取組状況については、法第21条の規定に基づき、組合のホームページ等を利用して公表することとする。

【図5-3】 計画のPDCAサイクル

